

令和7年9月1日

立山山麓森林組合
代表理事組合長 平井敏廣

立山山麓森林組合 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年9月1日～ 令和10年8月31日までの 3 年間

2. 内容

目標1：行動計画期間中に所定外労働時間を5%削減する。

<対策>

- 令和7年10月～ 毎週水曜日をノー残業デーとして定時退社を実施する。
- 令和7年9月～ 課長会議を毎月実施し、職員への周知徹底を図る。

目標2：年次有給休暇の取得日数を一人当たり10日以上取得する。

<対策>

- 令和7年9月～ 有給休暇の取得状況のとりまとめを行い、取得促進を図る。
業務の効率化や業務の繁忙期を考慮し、計画的かつ積極的な取得を奨励します。

目標3：こどもの看護等のための休暇について、利用しやすい制度の導入を図る。

<対策>

- 令和7年10月～ 子の看護等休暇について、対象となる子の範囲を小学校6年生終了までとする

目標4：男性労働者の育児休業取得率を70%以上とする。

<対策>

- 令和7年10月～ 男性の育児休業を促進するための措置を実施する。
- 令和7年10月～ 育児休業後における原職及び原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う。